

兵庫県環境審議会大気環境部会（平成 30 年度第 2 回） 会議録

日 時 平成 31 年 3 月 4 日（月） 15 : 00～16:25

場 所 兵庫県民会館 3 階 会議室 303 号室

議 題 風力発電設備に関する騒音規制のあり方

出席者	会 長	鈴木 胖	部 会 長	西村 多嘉子
	委 員	小林 悦夫	委 員	堂本 艶子
	委 員	泥 俊和	委 員	前田 理花
	特 別 委 員	石黒 一彦	特 別 委 員	住友 聡一
	特 別 委 員	新澤 秀則	特 別 委 員	福永 征秀
	特 別 委 員	森山 正和	特 別 委 員	山根 浩二
	特 別 委 員	山村 充		

欠席者	委 員	足立 光平	委 員	大久保 規子
	委 員	幸田 徹	委 員	近藤 明

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環 境 部 長	秋山 和裕	環境管理局長	春名 克彦
水大気課長	菅 範昭	水大気課副課長	高原 伸兒
水大気課大気班長	満月 卓	その他関係職員	

会議の概要

開 会(15:00)

- 冒頭、環境部長から挨拶がなされた。
- 水大気課副課長から委員 12 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

議題(1)「風力発電設備に関する騒音規制のあり方」について

審議の参考とするため、事務局(水大気課大気班長)の説明を聴取した。(資料 1～2、参考資料 2)

(主な発言)

(住友委員)

資料 1 のスライド 3、前回の主なご意見の 1 番に規制基準値の妥当性とあるが、当初の案では規制基準値は 45dB であったため、私は 45dB は少し大きいのではないかと、せめて国指針の下限値が 40dB となっていることから、それ以下にした方がいいのではないかと発言した。そこで今回 35dB という値になっており、これについては騒音では全く問題ないと判断している。

これについて、どういう理由で 40dB と言ったのかということ、風力発電設備が建つようなところは静かなところが多い。このため、今説明があったように環境基準値が 45dB であっても、環境騒音が 45dB のところはなかなかなくともっと低いと思ったので、40dB と判断した。しかし、今回規制基準が 35dB に決まれば、環境基準値が 45dB の地域で風車到達騒音を 35dB におさえられるのであったら、現在環境基準を守っているところが環境基準を超えるということはあるまいと思うので、これについては結構かと思う。

(新澤委員)

都市計画区域外の場合はどうするのか。だいたい風力発電設備が建つのはそういうところが多いと思うが。

それから、一種の総量規制をしようとしているのだと思うが、結局早い者勝ちにならないか。例えば、適地が複数ある場合、最初に作った風力発電設備でもう環境基準値に達した場合、早い者勝ちということになると考えられる。

(水大気課長)

資料 1 のスライド 10 ページに示しているとおおり、まず順番としては住居等に基準点を

設けるので、そこは市街化区域、都市計画区域内外は関係ない。次に、実際に今は住居が建っていないくても、今後風力発電設備が建った後に住居が風力発電設備の近くに建った場合、どのように対応するのかというところが議論になり、住居が建つ可能性が高い、蓋然性が高いというところで都市計画区域の市街化区域が決められているため、そこについては実際に今住居が建っている建っていないに関係なく、あらかじめそこは住居が建っているものとみなすと考えた。

それと、次のスライド 11 に示しているとおりに、なぜ環境基準値から 10dB 減らした値を基準に設定しているのかというと、10dB 離すと環境基準値より上がらないためであり、早い者勝ちということではない。

(環境部長)

補足すると、資料 1 のスライド 7 に示しているとおりに、基本的にはアセス条例で大規模な施設である 500kW 以上、一部の地域では 1,500kW 以上、実は特別地域と特別地域以外があり、特別地域のエリアが非常に広いため、兵庫県の多くの地域は特別地域になっているが、特別地域では 500kW 以上が対象になっている。そうすると、大規模な施設については環境保全条例の届出の前にアセス条例で手続きがされていくということになる。今計画されている具体的なもので新温泉町でのものについては、アセス条例より更に大きく、アセス法に基づく手続きが進んでいる。特に大きな施設については、先に環境保全条例に基づく設置届を出すというのは不可能で、そこで一定の歯止めがかかるのかと思う。

それと、都市計画区域外の話で、民家がない地域の場合に後から民家を作ろうと思っても権利が制限されてしまうと、先に風力発電設備ができて、その近くに民家を作ろうとすれば、それは例えば豚舎、牛舎、工場であれ全て同じことが言えると思っている。都市計画区域外なので、別荘を作ってその前に豚舎がきても文句が言えないというのが都市計画法や建築基準法の考え方になっているので、我々として本来どんな施設でも建てられる都市計画区域外では、そういったものについて保護するのは難しいと考えている。

(新澤委員)

環境基準に関して先住、後住というのはあったのか。賠償請求では先住、後住が関係すると聞かすが、環境基準で元からあったからということが基準を超過していい理由になるのか。

(水大気課長)

環境基準にはそういう概念はない。ただ、今回の場合は最初に説明したように工場等とは違い、風力発電設備には特殊性があるため、違う方向の概念を取り入れている。

(山村委員)

参考資料2で兵庫県の風力発電設備の設置状況を説明されたが、それら既存の施設に新基準を当てはめた場合に基準を超過してしまうものなのか、十分この中におさまっているということになるのか、現状を確認したい。

(水大気課大気班長)

現状のものについては、新基準の当てはめを行っていない。法の不遡及の考え方から現状のものには適用しないと考えているが、ものによって直近の保全対象に対して十分に離れているものもあるかと思う。例えば、参考資料2のスライド3に示している①多可町風力発電施設の40kWのものについては、広い敷地の中に1本建っているような風力発電設備である。広い敷地に対して騒音の音響パワーレベルは91dBなので、おそらく直近の保全対象に対しても大丈夫な距離感と考えている。距離については、資料1のスライド15に保全対象までの大体の距離感を示している。表の中では昼間と夜間の環境基準値から10dB引いたものとして、例えば一番真ん中の列であれば夜間の35dBが基準になるかと思う。先ほどの90dBぐらいのものであれば、水平距離で175mとなる。かなり大きな設備になると110dBになり、そうなるとう水平距離で1.1km離す必要がでてくると思う。

(山村委員)

今回の新基準は新規施設に適用するということではできないとは思いますが、既存の施設で騒音に悩んでいる人がいるとすると、既存の施設にも新基準を適用して騒音を改善して欲しいという要望が出てくることになると思うので、それにどのように答えていくのかということをお心配した。

(水大気課大気班長)

既存施設は8箇所あるが、我々の方に苦情は今現在は聞いていない。

(泥委員)

前回、規模要件について意見を述べた中での確認と質問をしたいが、元々工場等において事業活動するものは規模要件に関わらず規制基準はかかると、だから規模要件は今回も議論することがないと、こういう整理でよいか。そうした場合、今度は何をもって事業活動とするのかと、FIT制度であれ、あるいは相対で契約する方であれ、電力を売るという契約をすれば全て事業活動になってしまうのか。そうした場合、一般家庭に付けられているようなもので余剰電力を売った場合には、今8箇所とのことであるが、それは大きなところだけであって届出していないところは沢山あるのだと思うが、そういった場合も揉め事みたいになっていかないかと。何ををもって事業活動とするのかというようなところは、はっきりさせておいた方がいいのではないかと。

(水大気課大気班長)

売電しているということになってくると、事業活動になるかと考えられる。ただ、20kW というものがどれくらいの規模になるかというところもあるが、大体電柱の高さぐらいの規模になるかと思う。それとの騒音の音の大きさと兼ね合いになるかと思う。そこら辺は規制基準が適用されることは周知していかなければいけないかと思っている。

(水大気課長)

国の方でアンケートをされており、結果を見ると 20kW 未満の小さいものと 1,000kW 以上の大きいものと二極化しているような傾向がある。20kW 未満のものは近接して建てられているところがあるかと思うが、苦情がかなり多いという結果が出ている。身近な公害ということもあり、従前どおり 20kW 未満を含んだ形で規制基準を設けていきたいと考えている。

(泥委員)

そうすると、パブリック・コメントの中でもそういったものも含むということが明らかでない形で示さないと、後から言われることになり兼ねないかなという気がする。

(小林委員)

今回適用されるのは新設だけかと思う。パブリック・コメントの中で新設だけしか適用しないとどこに書いているかと思ったら、施行期日等のところに書いているが、こんな書き方でいいのかと気になった。規制基準の適用施設か、何か別に項目を取り上げて書かないと、施行期日の中にこういう書き方はあまりよくないという気がしたが、いかがか。

(水大気課長)

そこはご指摘いただいたように、疑義が生じないような形にさせてもらいたい。

(新澤委員)

こういう規制をすることによって、どの程度のインパクトがあるかという予想を伺いたい。極端な場合、全く止まってしまうとか。あるいは、今までの半分ぐらいになるとか。そういった逆の意味での影響というのはどう考えているのか。

(水大気課長)

我々、環境部局としては地球温暖化の防止のために再生可能エネルギーということで風力発電も位置づけているが、ただそれは身近な公害である騒音問題とはバランスをとっていかざるを得ないと考えている。我々の感覚からしても今回の規制基準は少し事業者にとっては厳しいというところではないかと認識しているが、そこはやはりバランスをとって

いかざるを得ないと思っている。

(環境部長)

補足すると、今具体的な計画と承知しているのが、先ほど言った新温泉町の風力発電設備である。ただ、我々としては狙い打ち条例として規制基準を定めるわけではなく、先ほど住友委員からご指摘をいただいたように、今ある住居あるいは将来的に住居が建つ可能性がある地域について、環境基準をきちっと達成する。その観点から規制の仕方を決めたいと考えており、結果的には水大気課長が言いましたように再生可能エネルギーと騒音の環境との調和ということがあるかと思うが、これは結果であって、我々としてはまずは住環境をきちっと守っていくんだと、そういう観点で規制基準を決めていきたいと考えている。

(住友委員)

もう1つ追加させていただくと、結局 35dB という基準になると、風力発電事業者は計画してもなかなか作りにくいと最初私は思ったが、十分距離さえ離せば 35dB はクリアできる。事業者側が離隔距離を考えれば十分 35dB はクリアできるだろうと私は思っている。

(環境部長)

将来的に、洋上風力発電となると陸地からの距離を離すことは可能であるし、十分にけるのではないかなと思う。兵庫県の特長として、人が住んでない地域というのがあまりない。他の道府県に行くと何 km も人が住んでないような地域が普通にあったりするが、兵庫県の場合なかなかそういう地域はないので、たしかに陸地に関してはかなり厳しくなるのかなという気はするが、洋上風力発電では十分な可能性があると思う。ただ、瀬戸内海の場合、水深が浅いので、洋上風力発電はそういう点では適しているが、風力が弱い。例えば、淡路にも平均風速が 6.5m というので、淡路の南西部で色んな風況調査をしたが年平均が毎秒 6.5m というので、採算ベースでギリギリのところでしかない。日本海にいくと風況はもっといいが、逆に水深が深いので設置費用がかかってしまうという問題がある。兵庫県の場合は洋上風力発電についてもコストの面と風況の面からするとなかなか難しいかなという気はする。

(西村部会長)

資料2のパブリック・コメント案、この文言や数字、理由づけについて具体的な意見がいくつか出ているが、一応パブリック・コメントそのもののペーパーについて具体的な意見、質問が議論としてまとめられると思う。部会長としては、委員全体の総意となり得るかどうかということで、お願いしたい。

いくつか意見、質問は出たので、そこで再度このペーパーの案としてのまとめになって

いるので、意見、質問をお願いしたいがいかがか。

1の背景については、これは皆さん同意いただけるかと思うが、よろしいか。2の目的、これは最初に説明があった内容である。それで3の規制内容という表を含めた規制基準の追加内容、ここの数字だとか質問なり意見なりあればお願いします。

(水大気課長)

本日、おおまかな方向性については、資料1で説明して今までのご審議いただいているところであるが、パブリック・コメントについて、先ほど委員の中からもご指摘があったので、事務局で一度案を練らしていただき、出来れば部会長一任という形にさせていただいたらありがたい。

(環境部長)

骨子であるので、具体的なパブリック・コメント案としてはこれで県民に対して説明が十分とは思えないので、もう少し分かりやすい資料の内容でパブリック・コメント案を説明し、その上で各委員に送らせていただいて、また調整したいと思う。

(西村部会長)

ただ今事務局からそのような説明があったが。

(新澤委員)

率直に言うと、現在のガイドラインではなぜ支障があるのかというのが前回欠席したので分からないということと、なぜこの数字なのかという説明はあった方がいいかと思う。

(水大気課長)

本日の資料は、風力発電設備に関する騒音規制のあり方は資料1と、風力発電設備に関する現状を参考資料2に分けた形にしているので、本来パブリック・コメントはこれも合わせた形で一連のものにして背景がよく分かるような形にまとめていきたいと思っている。

(住友委員)

パブリック・コメントの骨子で、「3 規制内容」の注3で、「騒音の大きさは、風車到達騒音の大きさとします」はいいが、これはまた後で相談になると思うが、これは実際のところ、風力発電設備が回っているときと回っていないときの差という辺りがちょっと分かりにくいのかなと。回っているときも回っていないときもその場の騒音レベルになってしまい、私が実際現場で測っていたらあまり差がでてこないというイメージがある。だから、この説明の部分だけ少し言葉を考えた方がいいのかなと私は思う。このままであった

ら、誤解を生むと思う。

(山根委員)

背景の書き方に関わるかと思うが、風力発電設備の現状からいって、今後大型化してきていることから、騒音の規制のあり方を見直す必要があると書かれている。では現状どのくらい苦情、クレームといったものがあるのか、それが逆に現状じゃないかと思うのだが、そのため新設に対しては少し厳しくなるという言い方ではないかなと思うが、現実苦情はあるのか。

(水大気課長)

現状はないが、正確に言うと、以前はある特定の風力発電設備に対して苦情を言われている方がおられた。どういう形でまとめるかというのは少し検討させていただきたいと思う。

(山根委員)

それと、20kW未満に関しては以前から対象外だと思うが、逆に20kW未満だとかなり高周波音が出て、形状も所謂ブレード方式というか、プロペラ方式じゃなくなっている。最近色んなハイブリッドのものが出ているので、そういったものがどんどん作られてしまうと、騒音の規制対象外だからそっちの方がいい、ただしそれを売電目的で作るのか分からないが、その辺を今後考えていかないといけないような状況になるのではないかと。そうでないとどんどん建てられてしまうと、そちらの方の騒音も規制する必要があるのかどうか、今回はそのような規制はしないということなので、その辺はしっかりしているかと思うが、それは何か考えているか。

(水大気課長)

資料1のスライド7に示しているとおり、兵庫県の環境保全条例上は20kW以上のものについては届出が必要であり、20kW未満のものについては届出が必要ない。ただ、規制基準は全てのものにかかるという形になっている。20kW未満の場合、届出は必要ないが、規制基準はかかっているという条例の組み立てになっているので、騒音の規制対象にはなっている。

(山根委員)

ということは、それを遵守していなければクレームがきて、それに対応するということか。

(水大気課長)

そのとおりで、前のスライド6に示しているが、例えば20kW未満の場合はどうなるかという、規制基準が守られていない場合、改善命令をすることができるということになっているが、現場では周辺の状況や事業者の意向も加味した形で一番スムーズに環境対策がとれるような形で、行政指導を行っている。ケースバイケースではあるが、そこはなるべくスムーズな形になるよう対応していくということで我々も努力していきたいと思っている。

(西村部会長)

それでは、ポイントがいくつか事務局の方に投げられたので、ご意見いただいた内容の修正については部会長に一任していただき、事務局と調整するので、それからパブリック・コメントの手続きを行っていただくということとする。

審議の参考とするため、事務局(水大気課大気班長)の説明を聴取した。(資料3)

(主な発言)

(西村部会長)

今後のスケジュールについて事務局から説明いただいた。進め方について異議はないか。

(全委員異議なし)

(鈴木会長)

今日の議論には関係ないが、風力発電の将来について、これからの可能性のこともあったが、やはり陸上では制約が多いのでこれから洋上にいくと思う。ただ、風力の開発はすごい技術進歩があり、先ほど環境部長が言われた風速平均6.5m、そういうところは日本の海上でも結構ある。

最近の大型風車のように、その範囲でも十分採算が取れるような新しいタイプの風車が開発されている。風車の風力の基準で、そういうところは今は適地に指定されるようになっている。だから、兵庫県の周りにはそんなにいいところがないという固定観念も、これからは風車技術の進歩によって変わってくると思う。現に平均風速6.5mでペイするような大型の風車が、これは多分洋上だと思うが、既に開発されてヨーロッパでもその基準で動くようになっているので、これからそういう可能性が出てくるということを少し注意しておいて、今までのように風速10mなければ、というようなことは今は変わっている。風車基準によって風車の形も違う。

それから、よく急激な変化に対しても対応するような制御機能を付けたものにどんどん

変わってきているので、瀬戸内側でもそういうところもあるし、日本海側にいっても色々あるので、これから風車というのがメインになる。新しく海上の法律ができた。これから外国勢がどんどん乗り込んできて、そういうものを建てたいという要求が多分兵庫県の中でも、場合によってはもっと適地がほかにあるので、なかなか兵庫県にはないかもしれないが、淡路島の西側にも可能性があるので、少し考えておいていただきたい。

閉 会(16 : 25)